

平成23年金融商品取引法改正及び売買単位の集約に係る上場制度の整備等について

平成24年1月31日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

政府の「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）の実現に向けて、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第49号）が本年4月より施行され、我が国における新株予約権無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オフERING）の利用の円滑化を図るため開示制度が整備されるとともに、外国企業による我が国での資金調達を促進するため英文開示の範囲が拡大されることを踏まえ、上場制度についても所要の整備を行うこととします。

加えて、東日本大震災の影響等を踏まえ延期していた「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日公表）を推進するための制度整備を行うなど、所要の見直しを行うこととします。

II 概要

項目	内容	備考
1. 金融商品取引法の改正を踏まえた対応 (1) 新株予約権の上場基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 株主平等原則の趣旨に反することが明らかな場合など、公益・投資者保護の観点から適当でないと認められる場合には、上場を承認しないこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ※新株予約権の上場の可否についての予測可能性を高めるため、例外として上場を承認しない場合を明確化する趣旨です。 外国居住株主による新株予約権の行使を制限するライツ・オフERINGにおいて、その制限の必要性又は相当性が認められないことが明らかな場合には、左記の場合に該当するものとします。
(2) 英文開示の範囲拡大への対応	<ul style="list-style-type: none"> 外国会社は「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の作成に際して外国会社届出書（外国市場において外国の法令等に基づいて英語で開示されている有価証券届出書に類似 	<ul style="list-style-type: none"> 外国会社報告書を有価証券報告書として取り扱うなど、英文開示の対象とされている他の法定開示書類についても必要な手当てを行います。

項 目	内 容	備 考
	<p>する書類) を利用できることとします。</p>	
<p>2. 売買単位の集約に向けた対応</p> <p>(1) 100株と1000株への集約</p> <p>(2) 100株への統一に向けた努力義務の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社に対して、単元株式数を100株とすることを義務づけます。ただし、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社は除きます。 ・ 上場会社が、単元株式数を100株とすることを、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単元株式数が1株、10株、50株又は500株となっている上場会社は、平成26年4月1日までに、100株に移行するものとします。 ・ 同日までに移行しなかった上場会社は、公表措置の対象とします。 <p>※ 将来的に100株単位に統一することを念頭において、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社の100株への移行を促進するために、努力義務を課すものです。</p>
<p>3. その他</p> <p>(1) 新規上場申請後の合併等に関する上場審査基準の見直し</p> <p>(2) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規上場申請者が解散会社となる合併等を予定している場合であっても、実質的な存続性が認められ、かつ、上場日以前に合併等が実施される見込みがあるときは上場審査の対象とします。 ・ 会計方針の変更又は表示方法の変更が行われた場合に開示されることとなる比較情報の数値は、上場諸基準への適合性の 	<p>※ 現在は実質的な存続性があっても存続会社でなければ上場申請を認めていませんが、これが上場前の機動的な組織再編行為の阻害要因となっているとの指摘を踏まえ見直す趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併等の実施後の会社の株券が上場されることとなります。 ・ 市場変更審査についても同様とします。

項 目	内 容	備 考
る会計基準」及び関連する実務指針等への対応 (3) 外国会社の株主数に関する上場審査基準の見直し (4) その他	判断には利用しないこととします。 ・外国会社が重複上場する際の株主数基準について、本邦内株主数に代え、全ての株主数を審査対象とします。 ・その他所要の改正を行うものとします。	※ 証券取引のボーダレス化の進展を踏まえ、外国会社の上場誘致を進める観点から、本邦内の株主数に限る現行の基準を見直す趣旨です。

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・平成24年4月を目途に実施します。

以 上